

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【公表番号】特表2017-524198(P2017-524198A)

【公表日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-032

【出願番号】特願2017-506690(P2017-506690)

【国際特許分類】

G 06 F 21/31 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/31 3 6 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月24日(2017.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサを有する装置における本人認証方法であって、

該プロセッサが、利用者が特定の操作を行うときに、前記特定の操作の過程において前記利用者の動作属性情報を、収集モジュールを使用することにより収集することと、

該プロセッサが、事前設定された標準情報に従って、前記動作属性情報が前記標準情報と一致するか否かを判断することと、

イエスの場合、認証は成功であり、該プロセッサが、前記特定の操作に応じて対応する処理を実行することと、

そうでない場合、認証は失敗であり、該プロセッサが、前記特定の操作に応じて前記対応する処理を実行することを拒否することと、

を含む方法。

【請求項2】

前記標準情報を事前設定することは、具体的には、

該プロセッサが、前記利用者が前記特定の操作を行ったびに、前記特定の操作を行う各過程において前記動作属性情報をサンプル情報として予め収集することと、

該プロセッサが、各サンプル情報に従って動作属性値範囲を決定することと、

該プロセッサが、前記標準情報として前記動作属性値範囲を設定することと、

を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

該プロセッサが、前記各サンプル情報に従って動作属性値範囲を決定することは、具体的には、

該プロセッサが、各サンプル情報に従って各サンプル情報の第一の平均値を決定することと、

該プロセッサが、前記第一の平均値より大きいサンプル情報の第二の平均値を決定することと、

該プロセッサが、前記第一の平均値を超えないサンプル情報の第三の平均値を決定することと、

該プロセッサが、前記第三の平均値から前記第二の平均値までの数値範囲を前記動作属性値範囲として決定すること、

を含む、請求項 2 に記載の方法。

【請求項 4】

該プロセッサが、前記動作属性情報が前記標準情報と一致するか否かを判断することは、具体的には、

該プロセッサが、前記動作属性情報に含まれる属性値が、前記動作属性値範囲内に入るか否かを判断することと、

イエスの場合、該プロセッサが、前記動作属性情報は前記標準情報と一致すると判断することと、

そうでない場合、該プロセッサが、前記動作属性情報は前記標準情報と一致しないと判断することと、

を含む、請求項 2 に記載の方法。

【請求項 5】

前記動作属性情報は、加えられた力の情報及び加速度情報の一つ又は複数を含む、請求項 1 から請求項 4 までのいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

収集モジュールと、判断モジュールと、処理モジュールと、を備える本人認証装置であつて、

前記収集モジュールは、利用者が特定の操作を行うときに、前記特定の操作の過程において前記利用者の動作属性情報を収集するように構成され、

前記判断モジュールは、事前設定された標準情報に従って、前記動作属性情報が前記標準情報と一致するか否かを判断するように構成され、

前記処理モジュールは、前記判断モジュールが、一致があると判断する場合、認証は成功であり、前記特定の操作に応じて対応する処理を実行し、前記判断モジュールが、一致がないと判断する場合、認証は失敗であり、前記特定の操作に応じて前記対応する処理を実行することを拒否するように構成される、装置。

【請求項 7】

前記判断モジュールは、特に、

前記利用者が前記特定の操作を行うたびに、前記収集モジュールによって予め収集された前記特定の操作を行う各過程における前記動作属性情報に従って、サンプル情報を生成して、各サンプル情報に従って動作属性値範囲を決定して、前記標準情報として前記動作属性値範囲を設定するように構成される、

請求項 6 に記載の装置。

【請求項 8】

前記判断モジュールは、特に、

各サンプル情報に従って各サンプル情報の第一の平均値を決定し、前記第一の平均値より大きいサンプル情報の第二の平均値を決定し、前記第一の平均値を超えないサンプル情報の第三の平均値を決定し、前記動作属性値範囲として、前記第三の平均値から前記第二の平均値までの数値範囲を決定するように構成される、

請求項 7 に記載の装置。

【請求項 9】

前記判断モジュールは、特に、

前記動作属性情報に含まれる属性値が前記動作属性値範囲内に入るか否かを判断し、イエスの場合、前記動作属性情報は前記標準情報と一致すると判断し、そうでない場合、前記動作属性情報は前記標準情報と一致しないと判断するように構成される、

請求項 7 に記載の装置。

【請求項 10】

前記動作属性情報は、加えられた力の情報及び加速度情報の一つ又は複数を含む、請求項 6 から請求項 9 までのいずれか一項に記載の装置。